1. ネクストAomori推進プラン(平成18年)

- 第1 基本構想策定の目的
- 第2 基本構想の目標年次
- 第3 青森市の特性と基本視点
 - 1 特性

2 基本視点

「新たな交流を創造する」まちづくり 「新たな生活環境を創造する」まちづくり 「新たな活力ある産業を創造する」まちづくり 「新たなコミュニティを創造する」まちづくり 「新たな文化を創造する」まちづくり

第4 目指すべき将来都市像

人々が行き交うまち 安全で住みよいまち 産業が躍動するまち 笑顔と元気がみなぎるまち 豊かな人を育むまち

第5 施策のあらまし

人々が行き交うまち 方向性 安全で住みよいまち 方向性 産業が躍動するまち 方向性 実顔と元気がみなぎるまち 方向性 豊かな人を育むまち 方向性

第6 留意すべき環境変化と基本認識

1 国民生活を取り巻く環境変化 人口減少・超高齢社会の出現 規制の社会基幹システムなどの転換 経済のグローバル化と産業構造の変革 低成長で10経済成長局面の列来

ICTの進化とそれらが活用される社会活動の変革 地球規模の環境保全再生の必要性の高まり 2 分権型社会の進化

国地方を通じた財政の健全化 本来的な地方自治のための地域協働 地方自治の拡充に対応した地域経営

課題

課題に対する目指すべき方向性

基本政策(分野ごとの縦目線)

基本視点(分野をまたがる横目線)

2. 元気都市あおもり市民ビジョン(平成22年)

第1 基本構想策定の趣旨背景

- 1 基本構想策定の目的
- 2 基本構想の目標年次
- 3 本市の特性

4 時代の潮流と本市の主要課題

人口減少 少子高齢化の進展 経済のグローバル化と本市産業の総合力強化 安全安心な市民生活の確保

持続可能な社会の形成

高度情報通信社会の進展

東北新幹線新青森駅開業効果と北海道新幹線開業効果の獲得

地方分権地域主権改革への対応

多様な主体との協働

第2 まちづくりの目標

1 将来都市像

2 まちづくりの基本視点

人口減少少子高齢化時代に対応した持続可能なまち 行動力ある地域コミュニティが息づく協働のめち 地域資源を活かした個性と活力あるまち 求心力の高い青函交流圏の中枢として賑わうまち 人と自然、人と人とが共生するまち

3 都市空間の形成

都市づくりの基本的な考え方 都市拠点・日常生活拠点整備の基本方向 土地利用の基本方針 立る体系の整備方針

第3 施策の大綱

市民と共に築く 市民のための自立したまち 健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち 人々が集い活気にあられ 地域に根ざした産業が躍動するまち 歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち 自然をまもり親しみ 安全安心で暮らしやすいまち 空海陸の道で行き交う 雪に強く住みよい美しいまち

3. 青森市総合計画(令和元年)

第1 基本構想策定の趣旨・背景

- 1 目的
- 2 目標年次
- 3 地域資源
- 4 諸課題

魅力ある仕事や労働力の不足 少子化の進展

多様化する地域課題地域活力の維持

高齢化の進展短命市

多発する自然災害空家等の増加

地域温暖化や海洋汚染など

第2 まちづくりの目標

- 1 将来都市像
- 2 まちづくりの基本視点

産業創出と担い手の確保

未来を支える人材の育成 連携の推進・安心な地域社会づくり

生涯現役の推進

持続可能な都市づくり

自然環境の保全

第3 施策の大綱

- しごと創り
 ひと創り
- 3 まち創り
- 4 やさしい街
- 5 つよい街
- 6 かがやく街

第4 推進体制

- 1 行財政改革の推進
- 2 人材育成の推進
- 3 持続可能な財政運営
- 4 市民ニーズの把握と情報提供

4. 青森市総合計画(令和6年)

第1 基本構想策定の趣旨・背景

- 1 基本構想策定の目的
- 2 基本構想の目標年次
- 3 本市の特性

4 諸課題

【仮】人口減少(若者の市外流出・少子高齢化)

【仮】多様な主体との連携・協働(市民力+民間力)

【仮】グローバル化・情報化社会

【仮】短命市(健康寿命の延伸)

【仮】自然災害

【仮】地球温暖化・海洋汚染など

第2 まちづくりの目標

- 1 将来都市像
- 2 まちづくりの基本視点

【仮】若者あふれるまち

【仮】魅力あるまち

【仮】誇れるまち

【仮】スマートオープンシティーのまち

第3 施策の大綱

- 1 什事をつくる
- 2 人をまもり・そだてる
- 3 まちをデザインする

資料3で説明

詳細は

第4 政策を実現するために

【仮】1 人材育成の環境整備による組織の活性化

【仮】2 行財政改革による行政の進化

【仮】3 健全な財政運営

【仮】4 積極的な情報発信・市民の声を市政に反映

【仮】5 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

■本日の審議事項①基本構想の構成案について

- ・かつては法律によって総合計画の策定が義務とされていた時代に、総務省から作成要領が全国の自治体に示され、その中で 基本的な構成が示されていました。
- ・青森市を含むほとんどの自治体が総務省の例に沿って作成し、現在まで踏襲してきています。
- ・「第1 基本構想策定の趣旨・背景」、「第2 まちづくりの目標」、「第3 施策の大綱」、「第4 推進体制」が基本的な構成となっています。
- ・今回の総合計画(令和6年)においても、これまでの構成を踏襲する形で進めたいと思います。
- ・また、前回の総合計画(令和元年)にはなかった「分野をまたがる横目線の基本視点」を今回は採用したいと思います。
- ・課題や基本視点の項目名称は【仮】であり、次回の総括分科会においてもご審議いただく予定です。
- 「第3 施策の大綱」の内容につきましては、資料3で詳しく説明します。